

ネコの保護に関するお約束事項 兼 契約書

奄美猫部は、猫の適正飼育の啓発を目的に活動している団体です。当団体で譲渡の仲介をするにあたり、以下の事項をお約束していただくことをお願いしております。お約束いただいた上で、譲渡までサポートさせていただきます。

お約束事項

1. 室内飼育で保護すること
2. 猫エイズ・猫白血病2種のウィルスチェックと駆虫薬の投与又は糞検査をすること
3. 病気やケガの治療が必要な場合は、適切な治療をすること
4. 子猫を保護した場合は最適な月齢（4ヶ月～6ヶ月）で、成猫の場合は保護した後できるだけ速やかに、不妊手術を行うこと
5. 30日以内に新しい飼い主が見つからない場合は、速やかに猫登録とマイクロチップを装着すること（生後間も無い子猫の場合は90日以内）
6. 飼育にかかる費用は全て保護主様が負担すること（ただし登録・医療費等については下記「<注>6. について」参照）
7. 医療費等の領収書、ウィルスチェック証明書、ワクチン摂取した場合はワクチン証明書、登録番号、マイクロチップ番号を保管しておくこと
8. 自宅での飼育頭数が保護猫を含め4頭以内であること
9. 必ずしも新しい飼い主が見つかる保証はなく、自身の飼い猫として終生飼育の可能性もあるということを必ず了承していただけること
10. 譲渡を中止する場合は、速やかに猫部事務局まで連絡すること
11. 飼い主をご自身で見つけた場合も、猫部の譲渡手順で行うこと（例外あり）

<注> 6.について

登録料、マイクロチップ装着料（登録料込み）、初期検査（ウィルスチェック・糞寄生虫検査・駆虫薬投与・ワクチン接種にかかる診察料）、不妊手術費用については、上記事項をお約束いただいた方に限り、猫部が一時負担します。その後の譲渡決定後、新しい飼い主さまから負担していただくことになっています。ただし、病気やケガの治療や毎日のエサ代トイレ代などのランニングコストは、保護主さま負担となりますことをご了承ください。

<注>

上記事項をお約束できないのであれば、猫を保護することはお勧めしておりません。また、無理に保護することも、後々負担になるリスクもありますので、重々ご検討の上、ご決断いただきますようお願いいたします。保護できない場合も、以下の点をお約束いただきますようお願いいたします。

- ノラネコを他の場所に遺棄しないこと
- 無責任な餌やりをしないこと（TNR等ほかの対策を検討）
- 弱っていたり、具合の悪い猫の場合は、動物病院や保健所へご相談いただくこともご検討ください。

上記1～11、全ての事項をお約束いたします。

署名